

ては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

原案のとおり決定

1 一部事務組合の取扱い

城山町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐ。

2 事務の委託の取扱い

(1) 公平委員会事務委託

城山町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2) 公共下水道使用料徴収事務委託

城山町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(3) 一般廃棄物処理事務委託
城山町が相模原市に委託している一般廃棄物処理事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(4) 消防事務委託

城山町が相模原市に委託している消防事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

3 土地開発公社の取扱い

城山町に設置されている城山町土地開発公社については、合併の期日の前日までに解散し、その事務及び財産は、新市及び相模原市土地開発公社に引き継ぐ。

相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続する。

4 第3セクターの取扱い

相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続する。

協議第29号 消防団の取扱いについて

原案のとおり決定

消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、城山町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整する。

主な意見

城山町委員

新たな消防団組織を検討するという調整方針となっているが、どの

ような形になると考えているのか。
消防部会

各町の消防団にも歴史と伝統があるため、津久井、相模湖との合併時には3団体体制でスタートし、全体の一体性を確保するために団長会を設置している。今回の合併でも、当初は5団体体制でスタートすることが想定される。その後は、2年毎の団長の任命替えの際に、消防団のあり方について検討する。

協議第30号 防災事業の取扱いについて

原案のとおり決定

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定する。

協議第31号 地域自治区等の設置及び都市内分権について

原案のとおり決定

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、

設置期間等協議事項を変更する措置を講ずる。

「地域自治区の設置に関する協議」は下記をご覧ください。

協議第32号 相模原市・城山町合併市町村基本計画(素案)について

原案のとおり決定

合併市町村基本計画(素案)は、4面の意見募集のお知らせに記載の場所で配布しています。また、合併協議会ホームページでもご覧いただけます。

協議第32号及び報告第9号合併まちづくり計画(案)については、関連があるため、一括して協議しました。

主な意見

城山町委員

「都市住民との交流による里山づくりの推進(小松・城北地区の整備支援)」が計画に位置付けられているが、この事業は、3年間の県指定モデル事業として実施している。緑を保全しながらの里山づくりには年月がかかり、新市のオアシスを作るという目的からも、引き続き支援をいただきたい。

事務局

施策体系の「自然・環境」分野においても、「里山・谷戸環境の保全」として施策に位置付けられており、今後も県と協力しながら事業推進を図り、新市へ引き継いでいくものとする。

城山町委員

本町においては、通勤・通学が(4面に続く)

地域自治区の設置に関する協議

地域自治区の設置

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第23条第1項の規定に基づき、合併前の城山町の区域を単位とした地域自治区を設置する。

地域自治区の名称

第2条 地域自治区の名称は、城山町とする。

地域自治区の設置期間

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成23年3月31日までとする。

地域自治区の事務所

第4条 地域自治区の事務所(以下「事務所」という。)の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区	事務所の位置	事務所の名称	事務所の所管区域
城山町	相模原市城山町久保沢一丁目3番1号	城山町地域自治区事務所	合併前の城山町の区域

- 2 事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、及び次条に規定する地域協議会の庶務を処理する。
- 3 事務所に事務所長を置き、事務吏員をもって充てる。

地域協議会の設置

- 第5条 地域の住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置する。
- 2 地域協議会の名称は、城山町地域協議会とする。

地域協議会の構成員

- 第6条 地域協議会を組織する構成員(以下「構成員」という。)は、当該地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。
- 2 市長は、構成員の選任に当たっては、当該地域自治区の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 3 構成員の定数は、30人以内とする。
- 4 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 構成員は、再任を妨げない。
- 6 構成員には、報酬は、支給しない。

地域協議会の会長及び副会長

第7条 地域協議会に会長及び副会長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他会長又は副会長たるに適しない非行があると認めるとき。

地域協議会の権限

- 第8条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (1) 当該事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、当該地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 合併市町村基本計画の変更に関する事項
- (2) 合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更に関する事項
- (3) 基本構想及び総合計画の策定又は変更に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める重要事項
- 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地域協議会の会議

- 第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開く

- ことができない。
- 5 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、審議上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 7 会議は原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

委任

第10条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

市役所・総合的な事務所と城山町地域自治区のイメージ

